

入札金額内訳書の提出について

釧路市契約管理課

建設業法、入札契約適正化法等の改正に伴い、令和8年4月1日から、釧路市発注工事で予定価格が200万円以上の建設工事の入札については、入札書とともに、「入札金額内訳書」の提出が必要です（提出については入札通知書の「8 入札金額内訳書の提出」欄にて必要か不要かを確認してください）。

■入札金額内訳書は、入札書に記載した金額と整合する内訳を記載してください。
「入札書」と「入札金額内訳書」の左上部をホチキス留めしてください。

■入札金額内訳書の様式は、釧路市ホームページからダウンロードしてください。
ホーム>産業・ビジネス>入札・契約>工事契約>入札金額内訳書の提出について

工 種	様式
土木、建築、舗装、電気、管、水道、機械、塗装、造園	様式1
電気、機械のうち、下水道施設課及び阿寒上下水道課並びに音別上下水道課が下水道事業として発注する工事	様式2

※入札通知書の発注者が釧路市長の場合は【様式1-1】を、釧路市公営企業管理者の場合は【様式1-2】を使用してください。

※工種が「電気」「機械」のうち、下水道事業として発注の工事については【様式2】を使用してください。

■入札が無効となる場合 

- ①入札金額内訳書が未提出である場合
- ②提出された入札金額内訳書が未記載である場合
- ③入札金額内訳書に記名押印がない場合
- ④入札書と入札金額内訳書の工事名が一致しない場合や内訳書に工事名がない場合
- ⑤入札書の金額（税抜）と入札金額内訳書（税抜）記載の金額が一致しない場合
- ⑥入札者（代理人含む）以外の者が作成し、入札金額内訳書を提出した場合

■入札契約適正化法に定める経費の記載について

入札契約適正化法第 12 条に基づき、材料費・労務費・法定福利費・建退共掛金・安全衛生経費の 5 項目については、以下の考え方に基づいて記載してください。

(1) 材料費・労務費（直接工事費の内数として記載）

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・ 雑材費 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		・ 現場技術職員等の給与、手当 ・ 資材搬入の運転労務

(2) 法定福利費（事業主負担分）（現場管理費の内数として記載）

現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額を記載してください。

※建築工事にあたっては、工事原価の内数として記載してください。

(3) 建退共掛金（現場管理費の内数として記載）

記入内容	条件
必要金額の記入	・ 掛金納付の対象労働者がいる場合 ・ 下請け予定事業者が建退共制度の加入事業者である場合 ・ 入札参加者が建退共制度の加入事業者かつ当該工事現場に従事する労働者がいる場合
「—(ハイフン全角)」の記入	・ 掛金納付の対象労働者がいない場合 ・ 入札参加者及び全ての下請け予定事業者が建退共制度の加入事業者でない場合 ・ 入札参加者が建退共制度の加入事業者であるが当該工事現場に従事する労働者がいない場合

(4) 安全衛生経費（工事原価の内数として記載）

労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を記載してください。

関連する費目が多岐にわたるため、工事原価の内数として記載してください。

■留意事項

- ・ 随意契約の工事については入札金額内訳書の提出は不要です。ただし、予定価格が 200 万円以上の一者随意契約の工事の場合は必要です。

※見積通知書の発注者が釧路市長の場合は【様式 3-1】を、釧路市公営企業管理者の場合は、【様式 3-2】を使用してください。

- ・ 2 回目以降の入札については、入札内訳書の提出は不要です。

■ご不明な点は下記までお問い合わせください。

釧路市総務部契約管理課 0154-31-4508（直通）